名取市サイクリスト受入環境整備補助金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、名取市を自転車で訪れたサイクリストが快適に市内を周遊してもらうことを目的として、サイクルラック等を設置する市内の店舗等に対し、名取市サイクリスト受入環境整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、名取市補助金等交付規則（平成２０年名取市規則第１１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　店舗等　来客者に飲食の提供、物販その他のサービスを提供する店舗をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、市内に所在する店舗等（以下「補助対象店舗等」という。）を経営する代表者（以下、補助対象者）であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１）　補助対象店舗等において、サイクルラック等を来客者に供与する意思のある者。

（２）　代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（３）　市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がない者。

（交付対象事業等）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表１に定める設備の購入の経費とする。ただし、３０，０００円を限度とし、交付対象となる経費に係る消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費としない。

２　前項の規定により算出した額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請期間等）

第５条　補助金の交付申請期間は、令和６年４月１日から令和７年２月２８日までの期間とする。

２　第一項の規定により定めた期間によらず、予算の上限に達した場合には交付申請の受付を終了する。

（補助金の交付申請及び請求）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請期間内に名取市サイクリスト受入環境整備補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（１）　対象設備の購入に係る見積書の写し。ただし購入後にあっては領収書で替えることができる。

（２）　誓約書

（３）　その他市長が必要と認める書類

２　前項に規定する補助金の交付申請及び請求は、１補助対象者につき１回に限るものとする。

（補助金の交付決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに交付又は不交付の決定をし、名取市サイクリスト受入環境整備補助金交付決定通知書又は名取市サイクリスト受入環境整備補助金不交付決定通知書により通知するものとする。

 (実績報告)

第８条　規則第１３条第１項の規定による補助事業等実績報告は、名取市サイクリスト受入環境整備補助金実績報告書によるものとする。

(補助金の交付方法等)

第９条　補助金は、規則第１４条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

 (補助金の請求)

第１０条　補助対象店舗等の代表者は、規則第１４条の通知を受けた日から起算して１０日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１１条　市長は、交付決定通知書の交付を受けた者が虚偽その他不正の手段により補助金の申請をしたと認めるときは、交付の決定を取り消すとともに、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１２条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金の全額の返還を命ずるものとする。

（委任）

第１３条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和３年６月２８日から施行する。

　　　附　則

この要領は、令和５年６月５日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

別表１(第４条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 設備 | 規格 |
| サイクルラック | 新品で、自立式スタンドが付いていない自転車の駐輪を可能とするもの。（サイクルラックの設置・固定等に必要な消耗品等を含む。） |
| フロアポンプ（空気入れ） | 新品で、空気圧ゲージ付（1,100kPaまで注入可能）仏式・米式バルブ対応オートヘッド採用のもの。 |
| 自転車専用工具 | 新品で、下記に示す工具又は同等の機能を有するもの。・タイヤレバー３本組セット・六角レンチセット(２/２．５/３/４/５/６/８)・プラスドライバー・上記の他、サイクリストの利便性に資するもの（パンク修理用品等） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |